

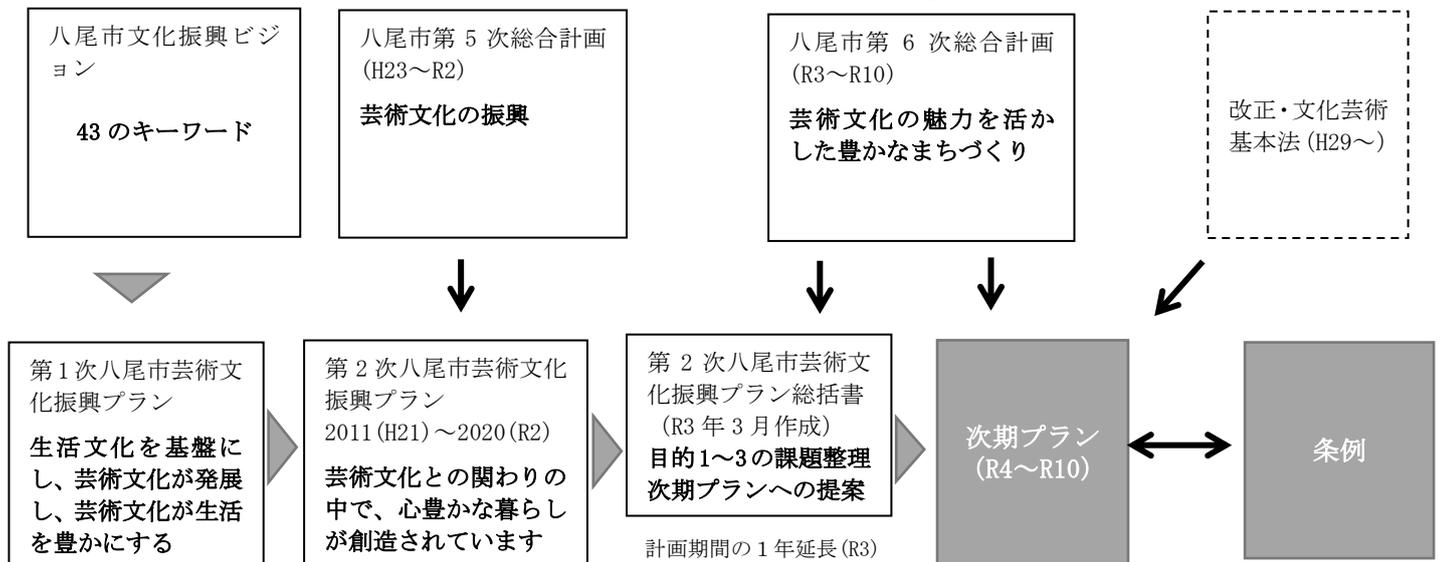
条例制定・計画策定の全体像（内容・体制・スケジュール）

1. 内容

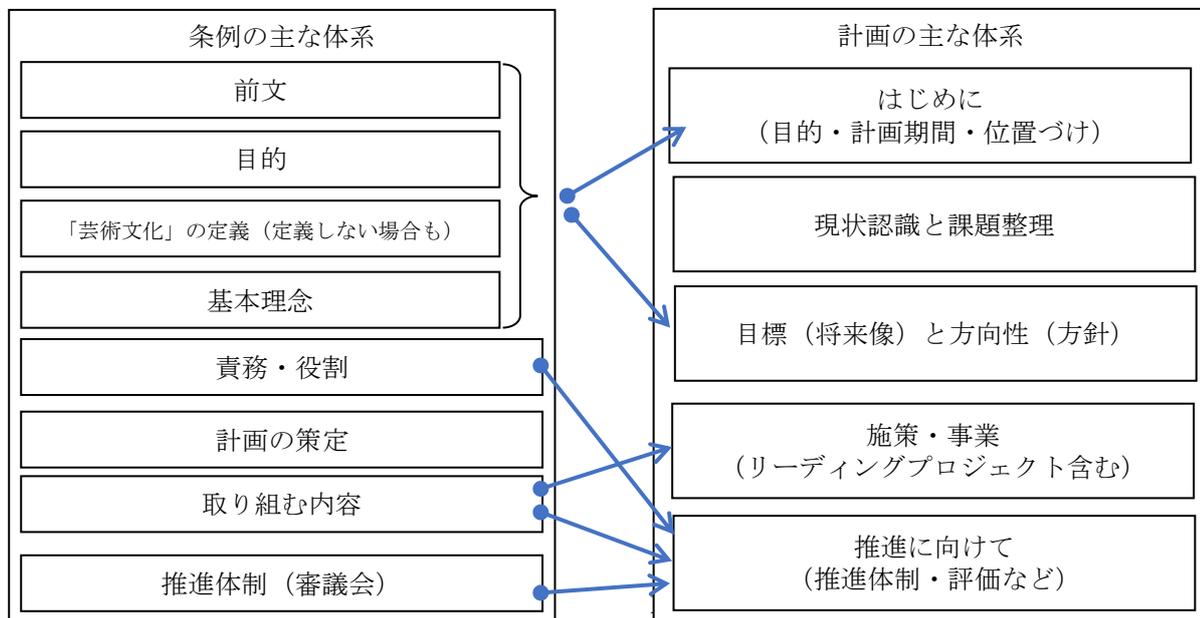
- 平成 10（1998）年に「八尾市文化振興ビジョン」、平成 17（2005）年に「第 1 次八尾市芸術文化振興プラン」を策定。「芸術文化に関する市民アンケート」（平成 21（2009）年）や「八尾市芸術文化振興プラン策定検討会議」（平成 21（2009）年）での検討内容を踏まえ、平成 23（2011）年に「第 2 次八尾市芸術文化振興プラン」を策定。第 1 次プランの考え方「生活文化を基盤にし、芸術文化が発展し、芸術文化が生活を豊かにする」を引き継ぎ、10 年を計画期間として、八尾市の芸術文化振興の方針を示した。

昨年度の八尾市芸術文化振興プラン推進市民会議において、第 2 次八尾市芸術文化振興プラン総括書を作成し、現行プランの目的別の課題整理と次期プランへの提案をまとめた。この中で、次期プランへの提案として、本市の芸術文化振興の方向性を市民や行政等で共有し、より力強く芸術文化振興を図っていくため、「芸術文化振興に関する条例の制定」「市民会議を審議会へと発展強化する」等が挙げられた。

これらの経過を踏まえ、今年度より八尾市芸術文化振興審議会を設置し、芸術文化振興に関する条例の制定に取り組み、条例に基づいた次期プランの策定を行う。



条例・計画の主な体系



2. 「芸術文化」の定義について

●八尾市芸術文化振興プラン推進市民会議（令和2年度）での決定事項

- ・本市では「芸術文化」の文言を使用する。

（参考）「芸術文化」：「芸術をはじめとする文化」として「芸術」が中心的なものとして捉える。

「文化芸術」：「芸術」をいくつかの文化の分野の一つとして並列に捉える。

- ・本市ではこれまでの芸術文化施策の推進において、「芸術」を中心的なものとして捉えてきた。次期プランや条例の検討においても、基本的にはこの考え方を踏襲しつつ、多様な分野との連携を図りながら芸術文化施策を推進していく。

●芸術文化振興に関する条例と次期プランで取り扱う範囲について

（これまでの経過）

- ・第2次八尾市芸術文化振興プランでは、プランの取り扱う範囲を「芸術・メディア芸術・伝統芸能・芸能」とし、「生活文化」は範囲外としていた。
- ・生涯学習・社会教育に関連がある文化（生活文化等）については生涯学習計画に記載していたが、同計画は八尾市教育振興基本計画（令和3年3月策定）に統合された。

（今後の方針）

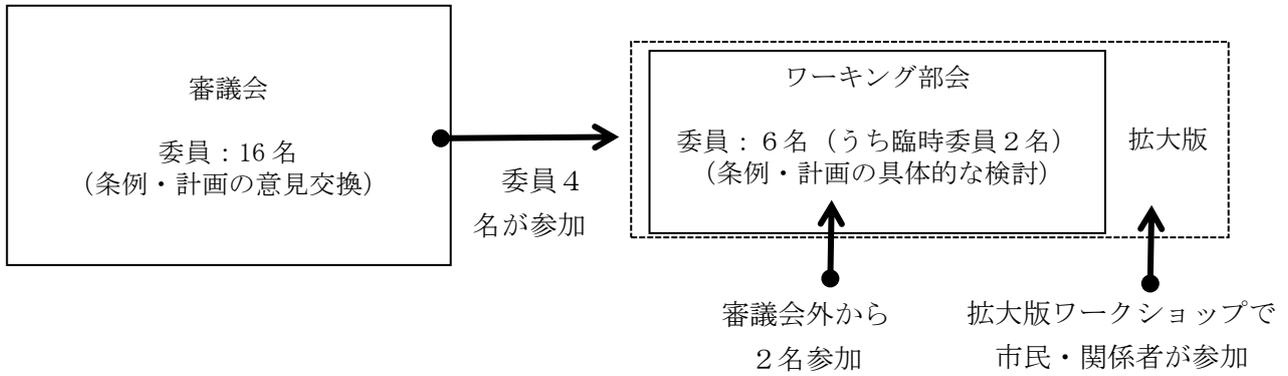
- ・「芸術文化」として取り扱う範囲に「生活文化」「国民娯楽及び出版物等」を加える。
- ・「芸術」から「国民娯楽及び出版物等」までの範囲について
 - 活動初期（学習・練習）：八尾市教育振興基本計画 「生涯学習」
 - 活動発展期（発表・鑑賞）：八尾市芸術文化振興プラン、芸術文化に関する条例 「芸術文化」
- ・機構改革により、魅力創造部として、芸術文化とあわせてスポーツの振興を図ることとなったため、「芸術」の内容として、芸術的要素を備えるスポーツを含めることとする。

■芸術文化に関する分野の取り扱いに関する整理（案）

分野	内容	国			八尾市		
		文化芸術基本法	文化芸術推進基本計画	文化財保護法	活動の段階		八尾市文化財保護条例
					活動初期 (学習・練習)	活動発展期 (発表・鑑賞)	
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏 <u>芸術的要素を備えるスポーツ（ダンス、バレエ等）</u> その他の芸術（メディア芸術を除く）						
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ その他の電子機器等を利用した芸術						
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 その他の我が国くらの伝統劇な芸能						
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 その他の芸能（伝統芸能を除く）						
生活文化	茶道、華道、書道、食文化 その他の生活に係る文化						
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽 出版物、レコード等						
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその他の保存技術						

3. 体制

- 審議会において条例・計画について意見交換を行う。
- 具体的な検討については、審議会の下部にワーキング部会を設置し、意見交換を行う。なお、ワーキング部会ではより広く意見を求めるために、委員以外の市民が参加する拡大版としてのワークショップ等を開催する。



4. スケジュール（予定）

